

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	港湾法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省港湾局総務課	電話番号： 03-5253-8929 e-mail: aoyama-y2gj@milit.go.jp
評価実施時期	平成28年2月4日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【規制の目的】</b> 港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るとともに、官民連携による港湾の管理等を促進することを目的とする。</p> <p><b>【規制の内容】</b> (1)港湾区域内水域等の占有に係る公募方式の導入(港湾法第37条の3～第37条の10等) 港湾管理者は、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、洋上風力発電施設等については、当該港湾区域内水域等の占有の許可の申請を行うことができる者を公募により決定できることとする。 また、公平かつ適正な公募の実施が図られるために、港湾管理者の監督処分の対象の追加を行うとともに、占有公募に係る罰則規定の整備を行うこととする。</p> <p>(2)港湾協力団体制度の創設(港湾法第41条の2～第41条の6) 港湾の管理等に係る活動を行う民間団体について、港湾管理者の指定を受けたものを港湾協力団体として法的に位置付け、港湾協力団体が業務として行う国土交通省令で定める行為に関し必要となる港湾法第37条の港湾区域内水域等の占有の許可について、港湾協力団体と港湾管理者との協議が成立することをもって、当該占有の許可があったものとみなすこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p><b>【法令の名称】</b> 港湾法の一部を改正する法律案</p> <p><b>【関連条項とその内容】</b> ・港湾区域内水域等の占有に係る公募方式の導入(港湾法第37条の3～第37条の10等) ・港湾協力団体制度の創設(港湾法第41条の2～第41条の6)</p>
想定される代替案	<p>(1)港湾区域内水域等の占有に係る公募方式の導入の代替案 今般導入する占有公募制度を港湾法における全ての占有物件に適用させるものとする。すなわち、港湾管理者は占有許可を行おうとする場合には占有公募制度を適用するものとする。</p> <p>(2)港湾協力団体制度の創設の代替案 港湾管理者の指定を受けた港湾協力団体については占有の許可又はそれに代わる手続を不要とする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(1)港湾区域内水域等の占有に係る公募方式の導入	
	・公募占有計画の提出を行なおうとする者がその提出を行う場合に要する費用 ・条例等で定める占用料の額よりも占用料が高くなる場合に要する費用	・公募占有計画の提出を行なおうとする者がその提出を行う場合に要する費用(当該規制案と同様又は大きい) ・条例等で定める占用料の額よりも占用料が高くなる場合に要する費用(当該規制案と同様又は大きい)
	(2)港湾協力団体制度の創設	
	・協議の資料準備等における費用(港湾協力団体) ・港湾協力団体の指定を申請するための費用(申請者)	・港湾協力団体の指定を申請するための費用(当該規制案と同様)
(行政費用)	(1)港湾区域内水域等の占有に係る公募方式の導入	
	・公募占有指針の作成に要する費用 ・占用予定者の選定に要する費用	・公募占有指針の作成に要する費用(当該規制案より大きい) ・占用予定者の選定に要する費用(当該規制案より大きい)
	(2)港湾協力団体制度の創設	
	・協議への対応に要する費用 ・港湾協力団体の指定に要する費用	・港湾協力団体の指定に要する費用(当該規制案と同様)

	(その他の社会的費用)	(1)港湾区域内水域等の占用に係る公募方式の導入	
		・特になし	・特になし
		(2)港湾協力団体制度の創設	
		・特になし	・港湾の開発、利用及び保全への著しい支障
規制の便益		便益の要素	代替案の場合
		(1)港湾区域内水域等の占用に係る公募方式の導入	
		近年、風力発電施設の導入先として、港湾区域内水域等が注目されていることにより、民間事業者からの占用許可の申請が競合することが今後予想されるため、これらの状況にあって占用予定者の選定を公平に行うことができる(便益)。また、占用公募制度では、行政裁量の余地が少なく、手続の透明性の一層の確保につながる。 さらには、通常、占用期間が1～5年程度であるところ、公募占用計画の認定を受けることにより、公募占用計画の認定の有効期間が最大20年まで得られ、占用予定者の地位が法的に安定し、港湾区域内水域等の有効活用(便益)に寄与することとなる。	全ての占用物件について占用公募制度を適用させることにより、占用予定者の公平な選定(便益)を図ることができる。また、占用公募制度では、行政裁量の余地が少なく、手続の透明性の確保を図ることができる。ただし、およそ占用者が特定される橋桁や橋脚、排水渠等について公募を実施しても、応募者が1者のみとなり、公募の意味をなさず、また、港湾管理者における公募占用指針の作成に要する費用及び占用しようとする者における公募占用計画の作成に要する費用という無駄な費用を発生させることとなる。
		(2)港湾協力団体制度の創設	
		港湾協力団体の活動を行う際の手続の負担の軽減につながる。港湾の管理等に関わる活動を行う民間団体の数は多数に上っており、クルーズ需要の増大や環境保全、社会貢献に対する国民意識の高まりから、今後もその数は増加するものと考えられ、当該規制緩和案による負担の軽減の効果は、これら多くの者に及ぶものである。こうした負担軽減により、民間団体等の多様な主体の参画を促し、円滑に活動が行われることにより、官民連携による港湾の管理等が促進される。	当該規制緩和案以上に活動を行う際の手続の負担は軽減されるが、許可の手続を不要とすることで港湾の管理等が適正に行われず、港湾の開発、利用及び保全に著しい支障を及ぼす可能性があり、官民連携による港湾の管理等が促進されない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		(1)港湾区域内水域等の占用に係る公募方式の導入	
		当該規制案については、公募占用計画の提出を行うおととする者がその提出を行う場合に要する遵守費用及び港湾管理者が占用公募の実施に要する行政費用が、一定程度発生する。しかし、占用予定者の公平な選定、公募対象施設等の維持管理の方法や撤去の方法等の確認により、港湾管理者による港湾の適正な管理がなされ、また、通常、占用期間が1～5年程度であるところ、公募占用計画の認定を受けることにより、公募占用計画の認定の有効期間が最大20年まで得られることにより、占用予定者の地位が法的に安定する。これらによる港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等が有効に活用される便益の大きさに鑑みれば、占用公募に要する費用は、社会的に受忍されるべき程度のものと考えられる。 一方で、代替案については、本案に比して、全ての占用物件に関して占用公募制度を適用させるため、行政費用等に多額の費用を要することとなる。さらには、占用公募制度の適用が適正ではない占用物件に対しても占用公募制度を適用することとなるため、非効率な制度となることが考えられる。そのため、適切な占用物件に対して占用公募制度を適用させることが好ましい。 以上から、当該規制案は、代替案よりも優れていると考えられる。	
		(2)港湾協力団体制度の創設	
		当該規制緩和案によって発生する費用は協議の資料準備等に要する費用(遵守費用)及び協議への対応に要する費用(行政費用)のみであり、従前のように個々の活動の際に許可の厳格な手続をとらなければならない場合と比べ費用が小さくなるのに対し、近年高まりつつある民間団体等による港湾の管理等に関わる活動を加速・支援し確たるものとなること及び増加する港湾管理者の負担の軽減が図られることにより、費用対便益は向上するものと考えられる。 一方で、代替案については、当該規制緩和以上に負担は軽減されると考えられるが、個々の活動の際、港湾区域内水域等において行われる行為が港湾の開発、利用及び保全に著しい支障を及ぼさないものかどうかをあらかじめ確認することができないため、行為の内容によっては港湾の開発、利用及び保全に著しい支障を及ぼす行為が行われていた場合、軽減される負担以上に、支障により発生する不利益の方が大きくなるおそれがある。 以上から、当該規制緩和案は、代替案よりも優れていると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項		○「海洋基本計画」(平成25年4月26日閣議決定)	
レビューを行う時期又は条件		法施行後5年を経過した場合に、施行の状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じることとされている。(法附則第3条) 附則の規定により、平成33年度に事後検証を実施。	
備考			